

第4編 災害復旧復興計画

## 第4編 災害復旧復興計画

## 第4編 災害復旧復興計画

### 第1章 災害復旧

#### 第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

本市の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 災害復旧事業計画の作成	関係各班
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各班
3 災害復旧事業の実施	関係各班

#### 1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他の資金計画
- その他の計画

#### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第1節 迅速な現状復旧の進め方

##### (1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律

##### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合、市及び県は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

#### ア 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次のとおりである。

##### ■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- 知的障害者援護施設災害復旧事業
- 女性保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

##### ■農林水産業に関する特別の助成

- 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 中小企業に対する資金の融通に関する特例

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災公営住宅建設資金の特例
- 産業労働者住宅建設資金の特例
- 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給行金の支給

イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努め、労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

本市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災市民等相談	市民支援班、関係各班
2 罹災証明書の発行	家屋調査班、関係各班
3 被災者の精神保健対策（心のケア）	保健医療班
4 市税の減免	家屋調査班
5 災害弔慰金、見舞金の支給	福祉こども班
6 災害援護資金等の貸付	福祉こども班
7 義援金品の受付、配付	福祉こども班、会計班、関係各班
8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

### 1 被災市民等相談

#### (1) 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「市民支援班」及び「関係各班」は、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」を設置する。

市民サポートセンターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

#### (2) 考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

### (3) 相談体制

#### ア 相談体制の確立

「市民支援班」は、「関係各班」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

#### イ 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整えるものとする。

## 2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、市長は、市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

#### 《参考》

##### ◆「災対法第90条の2（罹災証明書の交付）」

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (1) 罹災証明書発行の概要

#### ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。

- ① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

#### イ 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「家屋調査班」が担当する。

ただし、火災による罹災証明は、埼玉県央広域消防本部消防長が行う。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ウ 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記イの市長又は消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

##### エ 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

##### オ 罹災証明の様式

罹災証明の様式は、所定の様式による。

##### カ 被害家屋の判定基準（上記ア①に係わるもの）

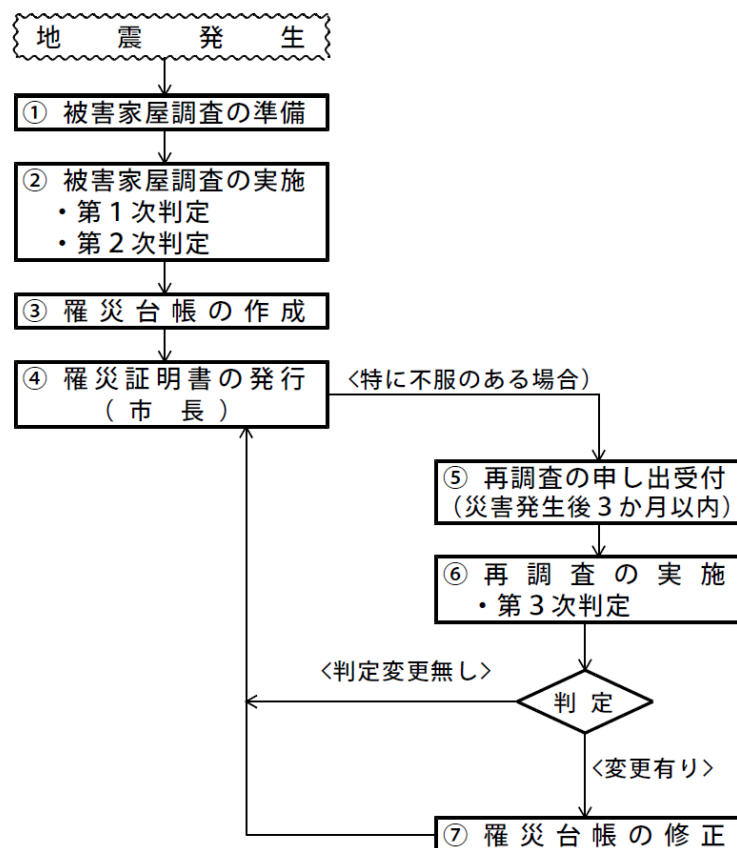
罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

☞【参考資料】「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月 内閣府）」

#### （2）罹災証明書発行の流れ

被災証明書発行の流れは、下図のとおりである。

##### ■罹災証明発行の流れ





**ア 被災家屋調査の事前準備**

被災家屋調査は、「家屋調査班」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

**(7) 被災地域の航空写真の撮影準備**

**(イ) 事前調査の実施**

調査計画を検討するため「情報班」に収集整理された被災家屋情報を参考に本市における被害の全体状況を把握する。

**(ウ) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定**

**(エ) 調査員の確保**

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討

**(オ) 調査備品等の準備**

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

**イ 被災家屋調査の実施**

被災家屋調査は、次の方法で実施する。

**■調査方法**

項目	内容
航空写真の撮影	関係機関が地震発生後 2 週間以内に撮影した被災地の航空写真（1/4,000～1/5,000）を入手する（適当な航空写真がない場合には市独自で関係業者に撮影を依頼する）。
第1次被災家屋調査	被災家屋を対象に外観から目視調査を行う。
第2次被災家屋調査	第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。

**■「調査チーム」の編成**

- 2人1組で調査を実施する。
- 調査員は、本市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
- 必要がある場合は、他自治体職員の応援派遣の要請をする。

**ウ 罹災台帳の作成**

被災家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### エ 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

##### オ 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「家屋調査班」内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

#### (3) 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

「広報班」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

また、「家屋調査班」は「市民支援班」と連携し、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

#### (4) 事前対策

罹災証明書発行の事前対策は、次のとおりである。

##### ア 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

##### イ 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

##### ウ 他都市の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

##### エ 調査携帯物品等の備蓄

日頃から「税務課」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

### 3 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講じるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- 現実否認による精神麻痺状態
- 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

《参考》

◆ 「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合がPTSDとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

(2) メンタルケア

前述(1)の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- 精神科医師、保健婦等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 保健福祉事務所等による精神保健相談
- 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- 専門施設での相談電話の開設
- 情報広報紙の発行による、被災者への情報提供
- 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

4 市税の減免

災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次に示した内容の減免を行う。

■減免に該当する項目

税目	減免の内容
個人の市民税(県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	被災した納税義務者の状況及び、災害により、著しく価値を減じた固定資産の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税、国民健康保険税 介護保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

#### 5 災害弔慰金、見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

##### (1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

##### ■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害（市で大規模な被災があった場合） ② 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害（県内で広域にわたり大規模な被災があった場合） ③ 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害（特に大規模な被災があった場合） ④ 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害（都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合）
支給対象者	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者も含む） ② 他市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	配偶者、父母、子、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹
支給額	① 生計維持者：500万円 ② その他の者：250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

☞【資料 1.10】『北本市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

☞【資料 1.11】『北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則』参照

##### (2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

##### ■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	自然災害（災害弔慰金の対象災害と同じ）
支給対象者	上記の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったとき、精神又は身体に一定の障害が残った住民
対象となる障害の程度	① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	① 生計維持者：250万円 ② その他の者：125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

☞【資料 1.12】『北本市災害見舞金等支給条例』参照

☞【資料 1.13】『北本市災害見舞金等支給条例施行規則』参照

## 6 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するため、市は災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金融公庫）制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

### （1）災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

#### ■災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② " が2人 : 430万円 ③ " が3人 : 620万円 ④ " が4人 : 730万円 ⑤ " が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170万円 (250万円) ④ 住居の全壊 " 250万円 (350万円) ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270万円 (350万円) ⑧ ①と④が重複 " 350万円 * ( ) は、特別の事情がある場合の額
利率	年3% ただし据置期間は無利子
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

### （2）生活福祉資金

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付内容は、次に示すとおりである。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ■生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより、臨時に資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）
貸付対象者	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けるに必要な資金
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

### (3) 住宅復興資金

災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

##### ■災害復興住宅建設資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	被災直前の建物価格の5割以上の被害を受けたもので、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設費：1,500万円以下 ② 土地取得費：970万円以下 ③ 整地費：400万円以下
利率	年1.1%（平成26年11月現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

##### ■災害復興住宅補修資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で被災直前の建物価格の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修費：660万円以下 ② 移転費：400万円以下 ③ 整地費：400万円以下
利率	年1.1%（平成26年11月現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

## 7 義援金品の受付、配付

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

### (1) 受付窓口の開設

本市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金の窓口は「会計班」が担当し、救援物資の窓口は「福祉こども班」が担当する。

### (2) 受付・募集

#### ア 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

#### ■義援金品の受付処理

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、「会計班」及び「福祉こども班」が行う。受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	「会計班」及び「福祉こども班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

#### イ 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「広報班」が本市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

### (3) 保管及び配分

「会計班」は送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

#### ■義援金の保管及び配分

- 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- 「会計班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- 被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- 「会計班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

### 8 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。

#### (1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

##### ■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害）																		
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住者安定支援制度のみ該当）																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200万円	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

#### (2) 支援金の支給

「くらし安全課」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

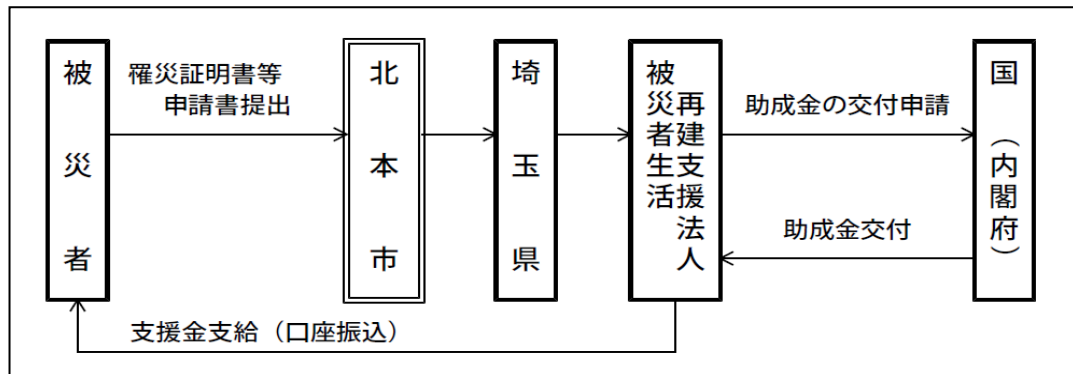
被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。



■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

■支援金の支給手続



9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。

## 第4編 災害復旧復興計画

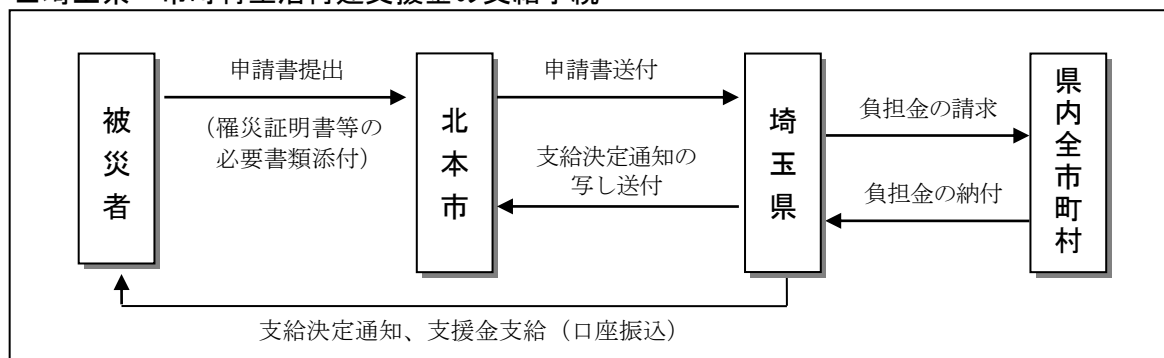
### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容																		
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>																		
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p> <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>																		
県	<p>① 被害状況の取りまとめ</p> <p>② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④ 被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥ 申請期間の延長決定</p>																		

資料）「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

#### ■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村家賃給付金

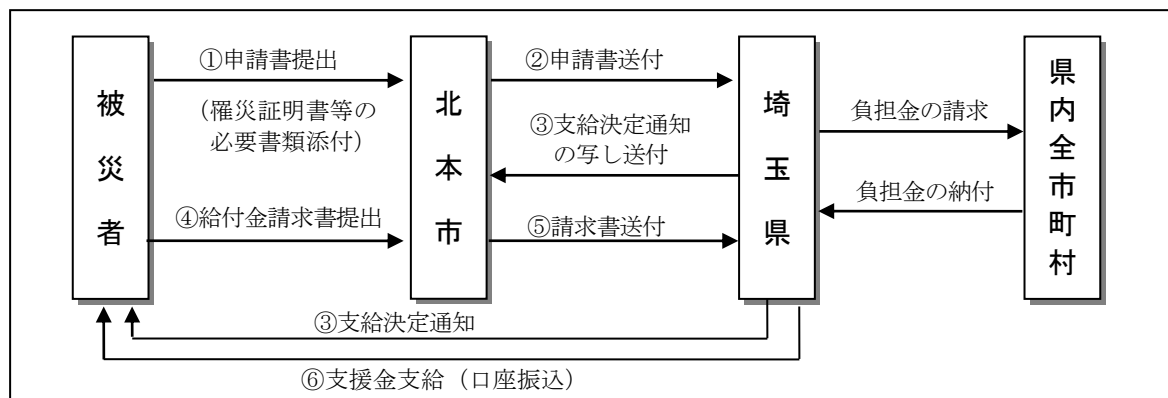
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続き



## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

#### (3) 埼玉県・市町村人的相互応援

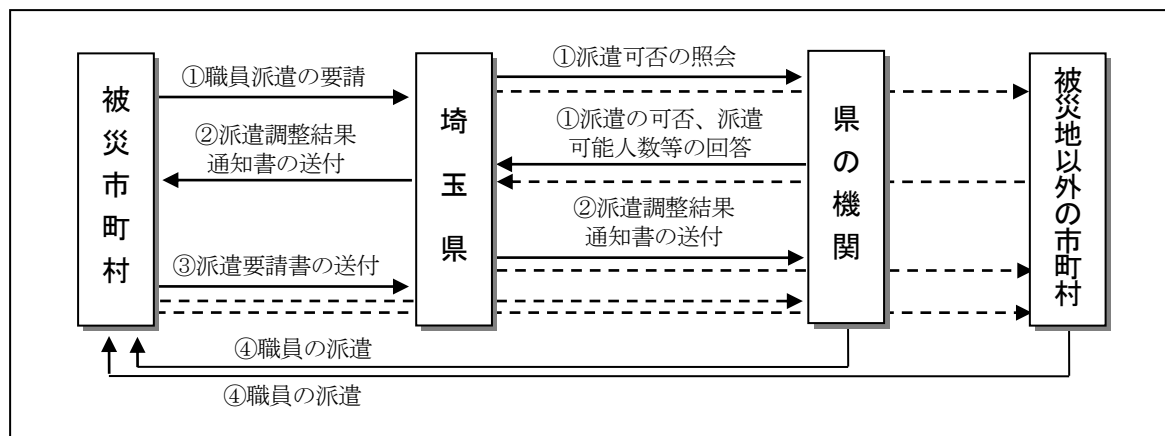
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

#### ■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

#### ■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



## 第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

災害に見舞われた被災中小企業、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、市は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

本市の「被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災中小企業への融資	地域支援班
2 被災農林漁業者への融資	地域支援班

### 1 被災中小企業への融資

被災した中小企業への融資の概要は、次のとおりである。

#### ■被災中小企業への融資の概要

項目	内容
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していない者 ② 保証対象業種に属する事業を営む者 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）
融資条件	用途 設備資金及び運転資金
	貸付期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率 大臣指定等貸付 年 1.2%以内（平成 26 年 7 月現在） 知事指定等貸付 年 1.3%以内
	担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、 中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

## 2 被災農林漁業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

### (1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

#### ■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被災農林漁業者
貸付対象事業 資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 （具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。）
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

### (2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

#### ■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年0.08%（平成28年11月24日現在）
貸付限度額	① 簿記記帳を行っている場合、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額 ② ①以外の場合：600万円
担保	連帯保証人又は担保

### (3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0%（利子補給 県0.45%、市町村0.45%）（平成28年10月20日改定）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

（4）農業災害補償

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

■農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲：25 a以上（秩父地方は20 a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし：5a以上）、園芸作物（園芸施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、建物、農機具
支払機関	農業共済組合

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第1章 災害復旧>

#### 第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援



## 第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

### 第1節 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

### 第2節 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

この場合、「災害復興対策室」（仮称）を臨時に置き、企画財政部、市民経済部等の職員を中心に「災害復興対策本部」の庶務を迅速・的確に処理する。

### 第3節 災害復興計画の策定

#### 1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員で構成する「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

策定した災害復興方針は、速やかに市民に公表する。

## 第4編 災害復旧復興計画

### <第2章 災害復興>

#### 2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

当該計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

## 第4節 災害復興事業の実施

#### 1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

##### (1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

##### (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

#### 2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。